

県営林産物公売のお知らせ（令和８年９月入札分）

1 物件・予定材積・所在地

物件 番号	品 名	樹 種	面 積		内 訳			物件所在地	搬出期間	林種	森林経営 計画の 策定状況	問い合わせ先
			予定材積	樹種	面積 ha	材積 m ³	材積 m ³					
1	立木 (皆伐)	スギ・ ヒノキ	5.32 ha 2,919 m ³	スギ ヒノキ	2.13 3.19	1,579 1,340		大田原市亀久 須麦Ⅱ県営林	3ヵ年以内	保安林	無	県北環境森林事務所 0287-28-9071
2	立木 (皆伐)	スギ・ ヒノキ	3.99 ha 2,220 m ³	スギ ヒノキ	1.35 2.64	1,100 1,120		那須町横岡 寺ノ入Ⅲ・Ⅳ県営林	寺ノ入Ⅲ R10.10.10まで 寺ノ入Ⅳ 2ヵ年以内	普通林	無	県北環境森林事務所 0287-28-9071
3	立木 (皆伐)	スギ・ ヒノキ	4.07 ha 1,425 m ³	スギ ヒノキ	0.52 3.55	245 1,180		那珂川町小砂 沼ヶ沢県営林	2ヵ年以内	保安林	無	県北環境森林事務所 0287-28-9071
4	立木 (皆伐)	ヒノキ	5.85 ha 2,244 m ³	ヒノキ	5.85	2,244		那須烏山市小原沢 国見県営林	R11.9.15まで	県立自然 公園	無	県北環境森林事務所 0287-28-9071

その他、各物件の留意事項について、「10留意事項等」をご確認ください。

2 現地案内日時・集合場所

物件 番号	日時		集合場所	備考（対象団地）
1	9月8日（火）	10時00分	「ポッポ農園」駐車場（大田原市片田1198-2）	須麦Ⅱ
2		13時30分	「那須町遊行庵」駐車場（那須町大字芦野2584-3）	寺ノ入Ⅲ・Ⅳ
3	9月9日（水）	10時00分	「小砂郵便局」向かいの土場 （那珂川町小砂900-4）の向かい	沼ヶ沢
4		13時00分	「那珂川国民休養地」駐車場 （国見の棚田駐車場） （那須烏山市小原沢1026・トイレ有）	国見

3 入札日時及び会場

入 札 年 月 日	令和8（2026）年9月29日（火）
受 付 時 間	9時30分 ～ 9時55分
入 札 開 始 時 間	10時00分
開 札 日 時 等	入札締切後、即開札する。入札不調物件は、即時、再入札あり。 再入札でも不調の場合、最高価格入札者と随意契約に移行する可能性あり。
入 札 会 場	栃木県庁 東館3階「入札室1」 ※郵送による入札参加も可
問 い 合 わ せ	栃木県庁 環境森林部 森林整備課（☎028-623-3298）

4 入札参加申請書

今回の公売物件への入札参加を希望する方は、事前に入札参加申請書を提出してください。

(1) 対象者： 全員（郵送・当日持参どちらの場合も提出）

(2) 提出方法： メール

表題は「入札参加申請書 ○○県営林（物件番号○○）9月29日開札」とすること。

(3) 宛先： shinrin-seibi@pref.tochigi.lg.jp

(4) 提出期限： 令和8（2026）年9月18日（金）

(5) 確認通知： 入札参加資格を確認の上、入札参加申請書を提出したメールアドレスに送付します。

5 郵送による入札参加を希望する場合

(1) 入札書送付場所 〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号

栃木県 環境森林部 森林整備課 森づくり担当 宛

(2) 到着期限 令和8（2026）年9月28日（月）17:00必着

(3) 外封筒への記載 「県営林入札書在中」と記載してください。

(4) 内封筒への記載 初度入札の入札書在中の封筒には物件番号と「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には物件番号と「2回」と記載してください。
回数の記載の無いものは、1回目として取扱います。

(5) その他留意事項 別紙 「郵送による入札参加の手引き」を参照してください。

【裏面に続きます】

6 公売物件概要

物件番号 1～4：資料 1～4 のとおり

7 入 札 参 加 の 資 格

入札参加資格者は、以下の条件を全て満たす者としします。

入札参加資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効となります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 栃木県物品調達等競争入札参加資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、その他の物品（又はその他のサービス）の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 入札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 栃木県木材業者登録条例（昭和32年12月25日栃木県条例第39号）による登録者であること。

8 入 札 保 証 金

入札保証金は免除となります。

9 特 約 事 項

買受人には別紙特約事項を遵守いただきます。応札者は十分理解の上、入札してください。

【特約事項記載の主なもの】

- ・ 落札後、土地所有者、造林予定者、県と伐採後の再造林に係る協定を締結いただきます。
- ・ 伐採着手前に、作業主任者を選任するとともに、契約の履行に関する誓約書を提出いただきます。
- ・ 伐採着手前に、森林作業道・残材の整理に関する事項を確認したチェックリストを提出いただきます。
- ・ 搬出実施中、搬出完了時（重機撤去前）及び跡地検査時、県の職員が確認を行います。
- ・ 県内の製材工場等への原木の安定供給を図るため、公売物件は県内の原木市場・製材工場等へ搬出するものとし、搬出完了後、搬出先が分かる書類（伝票等）を提出いただきます。

10 留 意 事 項 等

以下のほか、現地案内の際に提示する事項についても遵守してください。

- (1) 売払区域は外周立木にテープを巻き付けて表示しています。
- (2) 公売物件は森林経営計画対象外です。
- (3) 林種別の手続きについて

【物件番号 1・3】

- ・ 保安林のため、関係市町に立木伐採・土地形質変更に関する許可申請手続きが必要です。
- ・ 伐採に関する保安林関係の手続きは、初年度は県が行ないます。
- ・ 次年度以降は、買受人が適宜伐採等に必要な手続きをしてください。
- ・ 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることが出来る面積の限度は10haです。

【物件番号 2】

- ・ 普通林のため、買受人が土地所有者と連名で那須町に「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出してください。

【物件番号 4】

- ・ 県立自然公園第三種特別地域のため、那須烏山市に立木伐採に関する許可申請手続きが必要です。
また、買受人が土地所有者と連名で那須烏山市に「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出してください。

- (4) 各物件ごとの留意事項

【物件番号 1】

- ・ 搬出路が伐採中の団地と一部重複する可能性がありますので、トラブルとならないよう落札業者間で調整をお願いします。

11 そ の 他

- (1) 売買契約及び売払代金の納入方法等は、栃木県営林産物売払規則（昭和41年4月1日栃木県規則第17号）に基づき執行します。
- (2) 応札者は、別添「県営林産物一般競争入札心得」を踏まえ入札してください。
- (3) 買受けた立木は、搬出期間内に全て伐採搬出してください。
- (4) 適格請求書（インボイス）の交付について

適格請求書（インボイス）の交付は納入通知書に別紙1「立木売買代金内訳書」を添付することとし、あわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。なお、土地所有者持分についても、県が販売の実際の実施者であることから、土地所有者が適格請求書発行事業者（課税事業者）の場合は、県から代理交付します。

現時点（公告時点）における仕入額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は、別紙2のとおりです。

入札に際し、注意願います。

- (5) 詳細は、上記問い合わせ先（各担当事務所）または栃木県森林整備課（028-623-3298）にお願いします。
- (6) 入札結果は、栃木県のホームページで公表します。

買受人 様

栃木県環境森林部森林整備課長 〇〇 〇〇

売買代金内訳書

売買契約締結日	年 月 日
物件の種類・数量	立木(スギ・ヒノキ) 〇〇 m ³
物件の所在地	〇〇県営林
落札額	¥0 (うち消費税 円)
契約保証金 (立木売買代金に充当)	¥0
立木売買代金 (契約保証金を充当)	¥0
納付番号	

1	栃木県環境森林部 森林整備課	登録番号(T6800020005347)
	持分〇%	10%対象 ¥0 (うち消費税 円)
2	土地所有者	登録番号又は適格請求書発行事業者ではありません
	持分〇%	10%対象 ¥0 (うち消費税 円)
合計		¥0

○適格請求書（インボイス）の交付について

インボイスについては、契約締結後に交付することとします。

なお、仕入額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。

入札に際し、注意願います。

※ 1 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額、契約金額に含まれる消費税相当額（税率10%で計算した額）とは一致しない場合があります。

※ 2 当該割合は、現時点（公告時点）で把握している数値であり、変動する場合があります。

1号物件	60%
2号物件	60%
3号物件	60%
4号物件	60%

※ 3 上記2の数値には、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の控除率は計算されていません。